

避難行動等要支援者登録申請書兼個別支援計画にご登録ください！

湯前町では、災害時などに迅速な避難を行うため、在宅で避難する際に支援を必要とする方の名簿を作成しています。

この名簿は、地域で避難支援者となる民生委員や自主防災組織などに事前に提供し、災害時はもとより日頃からの見守りや支援活動などに活用していきます。毎年、民生児童委員さん、区長さんのご協力を得て名簿作成を行うものです。ぜひご登録をお願いします。

1 対象者

在宅で生活している方で、災害が発生した場合等に自力で避難することが難しい次の方を対象としています。

- ① 65歳以上の一人暮らし高齢者
- ② 要介護認定者のうち要介護度3以上の方
- ③ 身体障害者・児のうち、身体障害者手帳1級又は2級の方
- ④ 知的障害者・児のうち、療育手帳の障害程度がA判定の方
- ⑤ 精神障害者のうち、精神障害者保健福祉手帳1級の方
- ⑥ その他歩行等に支援を必要とする方

2 登録方法

登録される方は、申請書の提出が必要です。民生児童委員さん、区長さんが対象者の方のところ
に伺いますので、申請書の提出をしていただくこととなります。

※個人情報保護の観点から災害発生以前に情報提供するためには、本人の同意が必要となっています。

3 情報提供先

名簿は、町の関係部署で情報共有するとともに、以下の関係機関・団体に情報提供します。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 民生委員・児童委員 | (3) 地域包括支援センター・社会福祉協議会 |
| (2) 自主防災組織 | (4) 警察・消防署・消防団 |

※必要に応じて、関係機関に情報提供させていただきます。

4 提供する情報

支援者に事前提供する情報は、以下の避難支援に必要な最小限の情報です。

5 その他

- 大規模災害が発生した場合は、避難支援者も被災者となる可能性があります。あくまで、「その時にできる範囲内での支援」となりますので、ご理解願います。

※申請者登録は、確実な支援や救出を確約するものではありません。

- 名簿は、日頃からの見守り活動及び災害時の避難支援の目的以外に利用はしません。

6 問い合わせ先

湯前町役場 ○名簿の登録に関するお問い合わせ 保健福祉課（保健センター） 電話43-4112
○防災対策に関するお問い合わせ 総務課 電話43-4111

避難行動等要支援者登録申請書の活用イメージ図

対象者

○事前に登録した場合

△登録していない場合

災害発生に備え、事前に名簿提供

平常時の見守り
災害時の迅速な避難支援

災害発生した後に

名簿を提供

避難支援の遅れにつながる

災害時の避難支援者（協力・連携）

警察

消防

消防団

民生委員

児童委員

役場・区長

（自主防災組織）

地域包括支援センター

社会福祉協議会

